

白井市ネーミングライツ導入ガイドライン

I 概要

1 趣旨

このガイドラインは、市が所有する公共施設等へのネーミングライツ導入について、導入対象施設や募集方法等に関して、基本的な考え方を示したものです。

2 導入目的

市が所有する公共施設等において、運営・維持管理等に充てる新たな財源を確保し、安定的に良好な施設サービスの提供を図ることを目的に導入するものです。

3 ネーミングライツの概要

(1) 定義

ネーミングライツとは、市のネーミングライツ導入目的に賛同する民間事業者等をスポンサー（以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。）とし、公共施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する代わりにネーミングライツ・パートナーから対価を得て、その対価を施設の運営・維持管理等の費用に活用するものです。

(2) 運用

ネーミングライツ導入後については、市の広報誌、ホームページ等において愛称を積極的に使用していきませんが、条例等で定める施設名称は変更しません。

なお、施設利用者への混乱回避、市議会への対応、契約書への記載等で条例に定める名称を使用する場合があります。

4 対象施設

(1) 対象施設

市民の利用に供している施設のうち、多くの利用者が見込める施設を対象とします。

また、施設の一部をネーミングライツの対象として取り扱うことも可能です。

- ・対象施設例：各センター、文化センター、福祉センター、スポーツ施設、公園、道路、橋梁等
- ・対象施設の一部対象例：文化センター大・中ホール、陸上競技場グラウンド・野球場・テニスコート等

(2) 対象外施設

名称の設定に特段の経緯があるものや施設の性格から愛称を付すのが適当でないと判断するもの。また、既にネーミングライツを導入している施設は対象外となります。

・例：小中学校、保育園、市役所等

(3) 指定管理者制度導入施設への対応

既に指定管理者制度を導入している施設についても対象となります。

この場合、指定管理者の不利益とならぬよう、事前に市が指定管理者と協議を行い、疑義が生じないよう調整に努めます。

5 ネーミングライツの使用期間

3年以上5年以内とし、応募者からの提案項目とします。

6 選定委員会の設置

ネーミングライツの導入にあたっては、導入施設等を所管する課等の職員からなる選定委員会を設置し、応募条件や民間事業者等のネーミングライツ・パートナーとしての適格性等を審査する組織とします。

同委員会の委員は、導入対象施設を所管する課等の部長を委員長とし、施設を所管する課長及び秘書課長（シティープロモーション担当）、公共施設マネジメント課長、その他、委員長が指名する者とします。

本委員会の事務局は、公共施設マネジメント課が行います。

7 導入手続き

ネーミングライツの導入は、市が対象となる施設を特定してネーミングライツ・パートナーを募集する「公募型」、公募型で募集を行っていない施設に関しては、民間事業者等からの提案を受け付ける「提案型」の方法により手続きを進めるものとします。

(1) 公募型

- ① 対象施設の決定
- ② 審査委員会の設置
- ③ 応募要項の決定
- ④ ネーミングライツ・パートナーの募集
- ⑤ 適格性・愛称等の審査
- ⑥ ネーミングライツ・パートナーの決定
- ⑦ 協定締結及び公表
- ⑧ 施設表示等の変更
- ⑨ 愛称の使用開始

(2) 提案型

- ① 民間事業者等からの提案
- ② ネーミングライツ導入の可否確認
- ③ 審査委員会の設置
- ④ 適格性・提案の審査
- ⑤ ネーミングライツ・パートナーの決定
- ⑥ 協定締結及び公表
- ⑦ 施設表示等の変更
- ⑧ 愛称の使用開始

8 愛称の考え方

(1) 愛称の基準

愛称は親しみやすさや呼びやすさ等市民の理解が得られるものとします。

(2) 使用できない愛称

白井市広告掲載基準第5条の規定に該当する愛称は使用できません。

また、愛称の内容については、白井市広告掲載基準第6条の規定に留意したものとします。

(3) 愛称の変更

施設利用者等の混乱を避けるため、合併等による称号の変更等でやむを得ない場合を除き、原則として期間内の愛称の変更はできません。

(4) ネーミングライツ導入による施設表示等変更の費用負担

市及びネーミングライツ・パートナーが負担する費用は、次のとおりです。

なお、指定管理者がネーミングライツ・パートナーを兼ねる場合は、施設表示の変更費用やネーミングライツ料は指定管理に係る費用に含めないものとします。

① 白井市

市が作成するパンフレットや封筒等の印刷物及び市の広報、ホームページ等への掲載に係る費用。

※ パンフレット・封筒等の印刷物については、新規印刷分から対応するものとします。

② ネーミングライツ・パートナー

a 敷地内外の施設表示（施設看板、館銘板等）の変更に伴う費用及び協定の期間内における当該施設表示の維持管理、修繕、更新に係る費用。

※ 敷地外、道路案内標識等の表示変更は市と関係機関（道路管理者、警察等）へネーミングライツ・パートナーが協議のうえ、変更可能な表示についてのみ行うものとします。

b ネーミングライツ・パートナーが提案する施設の魅力等を向上させる取り組みに係る費用。

c 協定の期間終了後の原状回復に要する費用。

II 公 募 型

1 選定委員会

(1) 選定委員会の開催

ネーミングライツ・パートナー募集にあたっては、選定委員会を開催し、次のことについて意見を伺うこととします。

- ① 申込者の資格
- ② 募集期間及びスケジュール
- ③ 希望するネーミングライツ料
- ④ ネーミングライツの希望期間
- ⑤ 使用できない愛称
- ⑥ ネーミングライツ・パートナーの選定方法等
 - a 選定基準及び採用基準
 - b 審査において次点となった者の取り扱い
 - c 合計得点が最も高かった申込者が複数存在した場合の対応

(2) ネーミングライツ・パートナーの選定基準

概ね次の基準を参考に、選定基準を決定します。

- ① 対象施設のネーミングライツ・パートナーとして、施設と申込者の理念・事業内容等がマッチしているか
- ② 申込みの理由がネーミングライツ導入の目的に沿っているか
- ③ 愛称が市民に受け入れられるか、親しみやすいか、浸透しやすいか、施設の場所や性格等に混乱や誤解を与えないか
- ④ ネーミングライツの事業期間
- ⑤ 提案されたネーミングライツ料

2 募集要項の作成

(1) 申込者の資格

次の表 1 に該当する民間事業者等は申込みできないものとします。

【表 1】

1 白井市広告掲載基準第 4 条第 1 項に規定される規制業種又は業者
2 本市から補助金を受けている者
3 国税及び地方税を滞納している者
4 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当する者
5 白井市競争入札参加資格者指名停止措置要領の規定により、競争入札の参加を制限されている者
6 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団の構成員等である者
7 破産法に基づく破産手続開始の申し立てをしている者
8 政治的活動又は宗教的活動を主たる目的としている者

(2) 募集期間

募集期間は、原則として 1 か月以上とします。

(3) 募集要項の記載事項

- ① 施設の概要等
 - a 施設の用途
 - b 施設の所在地及び名称
 - c ネーミングライツ希望額
 - d 希望事業期間
- ② 愛称とする基準及び取り扱い
- ③ ネーミングライツ導入に関する費用負担
- ④ 応募方法
 - a 応募者の資格
 - b 提出書類
 - c 募集期間
- ⑤ 協定の締結及び公表方法

3 ネーミングライツ・パートナーの募集

選定委員会の意見を踏まえ募集要項を作成し、ネーミングライツ・パートナーを公募します。

(1) 募集の実施

ネーミングライツ・パートナーの募集にあたっては市の広報、ホームページ等により幅広く周知するものとします。

(2) 提出書類

ネーミングライツ・パートナーを希望する民間事業者等は、様式1「ネーミングライツ・パートナー申込（提案）書」、様式2「応募者概要書」、様式3「誓約書」の他、次の表2に掲げる書類を提出するものとします。

【表2】

1 申込者の事業概要がわかる書類（会社案内、パンフレット等）
2 納税証明書等
(1) 法人：法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税
(2) 個人事業者等：所得税、住民税
3 財務諸表等
(1) 法人：直近の決算年度における財務諸表
(2) 個人事業者等：確定申告書の写し

4 ネーミングライツ・パートナーの決定

選定委員会において、選定基準及び採用基準を基に申込者の審査を行い、市は同委員会における審査結果を踏まえ、ネーミングライツ・パートナーを決定するものとします。

なお、審査の際、委員長が必要と認めた場合は、提案した愛称等について申込者に説明を求めることができるものとします。

※ 申込者が1者の場合でも、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか審査を行うものとします。

※ 募集期間を経過しても応募がなかった場合は、再募集することも可能とします。なお、再募集までの期間に公募対象施設への民間事業者等からネーミングライツの参入意向があったときは、提案型として提案されたものとして取り扱います。

Ⅲ 提 案 型

1 民間事業者等からの提案

民間事業者等は、公募型での募集を行っていない市の施設等へのネーミングライツ・パートナーについて、随時提案できるものとします。

ただし、【表1】に該当する民間事業者等は提案できません。

(1) ネーミングライツ導入可否の確認

民間事業者等は、ネーミングライツ・パートナーの提案にあたり、様式4「ネーミングライツ導入確認書」により提案する公共施設等へのネーミングライツ導入の可否について事前に市へ確認するものとします。

民間事業者等から様式4「ネーミングライツ導入確認書」の提出があった場合、施設を所管する課等はネーミングライツ導入の可否を様式5「ネーミングライツ確認通知書」により民間事業者等に通知するものとします。

(2) ネーミングライツ・パートナーの提案

民間事業者等は、ネーミングライツの導入が可能とされた施設への提案にあたり、様式1「ネーミングライツ・パートナー申込（提案）書」、様式2「応募者概要書」、様式3「誓約書」の他、【表2】に掲げる書類を提出するものとします。

2 提案の審査

民間事業者等からネーミングライツ・パートナーの提案があった場合（提案型）、市は提案を受け付けた日の翌日から30日以内に選定委員会を設置し、概ね次の基準を参考に選定基準を設け、提案内容を審査します。

- (1) 対象施設のネーミングライツ・パートナーとして、施設と提案した民間事業者等の理念・事業内容等がマッチしているか
- (2) 提案された愛称が市民に受け入れられるか、親しみやすいか、浸透しやすいか、施設の場所や性格等に混乱や誤解を与えないか
- (3) 提案されたネーミングライツ料は妥当か
- (4) 愛称の使用期間は妥当か
- (5) 提案の理由がネーミングライツ導入の目的に沿っているか

3 提案の採否決定

市は選定委員会の審査結果を踏まえ、提案の可否を決定し、提案した民間事業者等へ通知するものとします。

なお、審査の際、委員長が必要と認めた場合は、提案した愛称等について提案した民間事業者等に説明を求めることができるものとします。

IV そ の 他

1 辞退

民間事業者等がネーミングライツ・パートナーの申し込みを辞退する場合は、公募型、提案型いずれの手続きにおいても、様式6「辞退届」を提出するものとします。

2 協定の締結及び公表

(1) 協定の締結

愛称、対象となる施設、ネーミングライツ料、協定の期間、期間の延長、解除等に関する協定を締結します。

(2) ネーミングライツ・パートナーの公表

協定の締結後、市広報、ホームページ等により、ネーミングライツ・パートナーの名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、協定の期間等を公表するものとします。

3 協定の更新

協定期間を満了し、引き続きネーミングライツ・パートナーを希望する場合は、協定期間が満了する6月前までに様式7「更新申込書」を提出し、選定委員会にて適否を決定します。

なお、協定の更新を決定した場合は、当該施設の募集は行いません。

4 適用時期

このガイドラインは、令和4年9月8日から施行します。